

令和5年4月5日

千里剣心会

千里剣心会 SNS 運用ガイドライン

個人で情報を発信できる SNS の利用では、予期せぬトラブルを引き起こす可能性があります。たとえば、千里剣心会の会員が私的に発信した SNS で炎上し、団体への責任が問われるといった事例です。千里剣心会として、すべての会員の投稿をチェックすることは困難であり、あらかじめ一定の SNS 利用に関する内容や注意点を定めておくことが求められます。会員の SNS 投稿の質を確保するため、以下のとおり SNS 運用ガイドラインを策定いたします。

第1条 (目的)

この規定は、ソーシャルメディアの利用に際して、それらを適切に利用し、その有効性を十分に活用するために必要な事項を定めたものである。

第2条 (適用)

この規定で定めるソーシャルメディアとは、ブログ、ツイッター、インスタグラム、フェイスブック、LINE、電子掲示板、ホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

第3条 (適用範囲)

本規定は、千里剣心会の会員およびご父兄等、すべての関係者に適用する。

第4条 (基本原則)

会員は、ソーシャルメディアを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 会員として自覚と責任をもった発信を行うこと。
- ② 法令および会員規則に定める規定等を遵守すること。
- ③ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意すること。
- ④ 会の運営上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に留意すること。
- ⑤ 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に留意すること。
- ⑥ 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。
- ⑦ 自らが発信した情報により、意図せずして他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに会代表および総務担当者に報告すること。そして、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。

第5条 (禁 止 事 項)

会員は、ソーシャルメディアを利用して情報を発信する際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- ① 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- ② 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
- ③ 会員の個人的な状況や意見等の情報（許諾を得た場合を除く）
- ④ 違法行為または違法行為をあおる情報
- ⑤ 単なる噂や噂を助長させる情報
- ⑥ 会の運営上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- ⑦ 利用者および第三者の権利を侵害する情報
- ⑧ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- ⑨ その他公序良俗に反する一切の情報

第6条 (免 責 事 項)

会員は、第4条および第5条を遵守することを前提に、千里剣心会が管理するソーシャルメディアに限定して、次の各号に掲げる情報を自由に発信してよいものとする。

- ① 写真（公式行事における集合写真、試合・稽古状況等）
- ② 動画（公式行事における活動状況、試合・稽古状況等）
- ③ 昇級・昇段に関する情報
- ④ 試合結果に関する情報
- ⑤ 千里剣心会に関するパンフレット等
- ⑥ その他千里剣心会の活動に関する情報

ただし、上記の免責事項を適用する条件として、会員に対して入会時、もしくは本規定が施行された時点で、本人の承諾（未成年の場合は保護者の承諾も可）を得るものとする。承諾が得られなかった場合は、免責事項の適用外とし、対象者の情報の取り扱いについては会代表および総務担当者と協議して決定するものとする。なお、本人の承諾を得た場合においても、それ以降に改めて拒否の申し出があれば同様の取り扱いとする。

また、上記の免責事項については、千里剣心会が管理するソーシャルメディアに限定したものであり、会員が個人的に利用するソーシャルメディアには適用されないものとする（個人的に投稿する場合は関係者に別途同意を得る必要あり）。

第7条 (懲 戒)

第5条に掲げる禁止事項に該当する事実が認められた場合は、懲戒処分を行う。

付 則

この規定は、令和5年4月16日より施行する。

以上